岬だより

APR 2011 4 No.428

平成 23 年（2011 年）４月１日発行　　ホームページ　http://www.town.misaki.osaka.jp/

今月の主なページ

４月のカレンダー……２
岬町行財政集中改革計画
（第２次集中改革プラン）を策定しました……４
岬町の人事行政の運営等の状況……８
消防ダイヤル 119……９
下水道のお知らせ……10
健康スケジュール……12
後期高齢者医療制度に関するお知らせ……13
65 歳以上の介護保険料について……17

表紙の写真：第 21 回淡輪公民館まつり

去る３月５日、６日の２日間、淡輪公民館まつりが開催されました。

作品展では和やかに、発表会ではちょっぴり緊張しつつ、日頃の練習の成果を発揮。みんないきいきとしていました。また、発表の場に出る方はもちろんのこと、まつりの開催に携わる多くの方々の力も集まって、会場は慌ただしくもあたたかい雰囲気に包まれました。

公民館のクラブ活動は、随時、会員を募集しています。あなたも自分の趣味を見つけ、そして、仲間を見つけて楽しく活動してみませんか？

4月のカレンダー

※くわしい内容は掲載ページをご覧ください。

㊦ 淡輪公民館休館日
㋐ アップル館休館日
㋒ ピアッツァ5休館日

※（　）内の数字は掲載ページまたは掲載号

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29 ㊦㋐	30	31	1 教育相談（19）	2
3	4 乳幼児育児健康相談（3月号） ㋒㋐	5 人権相談（19） ㊦㋐	6	7	8 消費者相談（19）	9
10	11 保健師健康相談、メタボ解消！体操教室（12） ㋒㋐	12 ㊦㋐	13 法律相談（19） 出張ほのぼのクラブ（12）	14	15 障がい者相談、教育相談（19）	16
17 マンドリンギタークラブコンサート、童謡をうたう会（3）	18 ㋒㋐	19 行政相談、人権相談、相続・遺言相談（19） ㊦㋐	20	21	22	23 岬自然散策会（3）
24	25 保健師健康相談、健康づくり体操教室（12） ㋒㋐	26 献血（12） 心の健康相談（19） 安全運転講習会（16） ㊦㋐	27 法律相談、「まつのき園」出張相談（19） 出張ほのぼのクラブ（12） 安全運転講習会（16）	28 地域元気運動サポーター講習会（12）	29 体協ハイキング（3） ㊦	30

イベント・催し情報

4月30日までの日程はカレンダー（2ページ）に掲載しています

4月のイベント

岬マンドリンギタークラブ スプリングコンサート

▼とき　4月17日(日)
開場　午後1時30分
開演　午後2時
▼ところ　淡輪公民館
▼入場料　無料
▼主催　岬マンドリンギタークラブ
▼後援　岬町文化協会
▼問合せ
木村　☎474－5558

童謡をうたう会

▼とき　4月17日(日)
午後2時から
▼ところ
ピアッツァ5　ロビー
▼指導　辻井　敏子先生
▼費用　500円
▼申込・問合せ
まちづくり住民会議
勝野　☎492－4633

岬自然散策会

▼行き先
谷川古湊～興善寺周辺
▼とき　4月23日(土)
▼集合場所　多奈川駅前
午前9時30分
▼参加費　300円（保険代等）。当日徴収。
▼持ち物　弁当、水筒、双眼鏡（お持ちの方）
▼申込先
尾和　☎492－1305
高木　☎492－3307
※次回は、岬の名木バクチノキやハナショウブの散策を予定しています。

岬町体育指導委員協議会 ハイキング 参加者募集！

▼とき　4月29日(祝)
午前9時受付
午前9時30分出発
※雨天の場合は5月1日(日)に延期
▼行程　約14.4km
岬町役場→東畑犬飼地区→多奈川多目的公園→（山越え）→西畑池谷地区→町道西畑線→佐瀬川地区→甲山→東畑横手地区→（山越え）→孝子小学校（解散）
▼集合場所　岬町役場
▼対象者
泉南地区にお住まいの方
※子どものみでのご参加はご遠慮下さい。
※ハイキング中は、団体行動にご協力下さい。
▼参加費　無料
▼持参物　飲み物・弁当・歩きやすい服装
▼その他　トイレがある施設は、岬町役場、多奈川多目的公園、東畑横手地区集会所、孝子小学校だけです。予めご了承ください。
▼申込
当日、役場で受付します。
▼主催
岬町体育指導委員協議会
▼後援　岬町教育委員会
▼問合せ　生涯学習課
☎492－2715

カルチャー

淡輪公民館 登録クラブの紹介

囲碁・社交ダンス・子ども茶道・パッチワーク・大正琴・文化箏・書道・茶道・卓球・フォークダンス・ストレッチ・トールペイント・キッズジャズヒップホップダンス・絵手紙・ピアノレッスン・日本舞踊・民謡・パソコン・料理・童謡をうたおう・クラシックギター・カラオケ・絵画・太極拳
※クラブ活動に参加ご希望の方は公民館迄お問合せください。ただし、定員に達しているため、キャンセル待ちのクラブがあります。
▼問合せ　淡輪公民館
☎494－0300

図書だより　本の紹介

☆ほかげ橋夕景　著者：山本 一力
☆すれ違う背中を　著者：乃南 アサ
☆大人の恋力　著者：柴門 ふみ
☆くじけないで　著者：柴田 トヨ
☆忙しいパパのための子育てハッピーアドバイス　著者：明橋 大二

～本のリクエストを受付しています～

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館より本の貸出を受けています。公民館にない本、貸出中の本もリクエストしてください。

淡輪公民館図書室からお知らせ

▼開館日　水曜日～月曜日
▼開館時間　午前10時～正午　午後1時～5時
▼休館日　火曜日・祝祭日・年末・年始
※火曜日に祝祭日が重なる場合は翌日も休館
▼夜間返却（取扱時間　17時～21時）
夜間返却用の用紙に記入し、館内の返却箱に入れておいて下さい。
※休館日は取り扱っていません。

岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）を策定しました

第4次岬町総合計画に掲げる町の将来像「豊かな自然　心かよう温もりのまち」の実現のために必要となる行財政改革の進め方を示す「岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）」を策定しましたので、概要をご紹介します。

この計画の策定にあたっては、行財政改革懇談会及び議会の行財政改革委員会での審議、住民説明会やパブリックコメントなど、住民のみなさんのご意見をお聴きしながら検討を重ねました。貴重なご意見・ご提案ありがとうございました。

なお、詳しい計画の内容は、役場情報公開コーナーまたは町ホームページでご覧ください。

◆なぜ行財政改革が必要なのか

○厳しさを増す社会経済状況

岬町では、これまで何度も行財政改革に取り組んできましたが、予想しがたい社会・経済状況の影響などを受け、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況にあります。

○財政再生団体への転落阻止

今後も必要な住民サービスを安定的に提供するためには、さらなる行財政改革に取り組み、財政再生団体に陥ることを阻止しなければなりません。

○第4次岬町総合計画及び大阪発地方分権との連携

新たな第4次岬町総合計画や大阪府における地域分権・広域化の推進への対応にあたり、今後の財政的裏付などその取り組みの方向を調整する必要性があります。

○住民サービスを計画的・安定的に提供できる持続可能な町財政の確立

このような背景から、住民サービスを計画的・安定的に提供できる持続可能な町財政をめざす岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）を策定しました。

◆行財政改革がなければどうなるのか

岬町では、これまで、第1次集中改革プラン（平成17年度～21年度）で、職員数の削減、給与の適正化及び新たな財源の確保など、数多くの改革に取り組み、このプランの目標とする財政効果額を上回る大きな成果を上げました。

しかし、岬町の財政状況は依然、非常に厳しい状況に変わりがなく、固定資産税等の超過課税や町の貯金である各種基金の取崩しなどの臨時的な措置により、収支の均衡を保ってきましたが、今後の財政収支の見

▼今後の財政収支の見込み（普通会計・改革前）　単位：百万円

区　分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳　入	6,282	6,114	5,972	6,043	5,770	5,720
歳　出	6,282	6,114	5,972	6,140	6,127	6,068
差　引（＝実質収支）	0	0	0	△ 97	△ 357	△ 348
累積赤字	0	0	0	△ 97	△ 454	△ 802
実質赤字比率（%）	0	0	0	△ 2.3	△ 10.8	**△ 19.4**
臨時的な措置を講じない場合の実質収支	**△ 335**	**△ 573**	**△ 448**	**△ 618**	**△ 612**	**△ 602**

※実質赤字比率…△ **20%以上で財政再生団体**となります。

※臨時的な措置を講じない場合の収支は、固定資産税等の超過課税や基金（貯金）などの収入を入れずに計算しています。

通しは4ページの表のとおり大変厳しい状況にあります。

今後、臨時的措置を講じたとしても更なる行財政改革に取り組まなければ、平成25年度以降は赤字に転じ、平成27年度には財政再生団体に陥ることが危惧されます。

財政再生団体になると、国の指導のもとで財政再生に向けて計画的に取り組まなければならず、これまでどおりの住民サービスが困難になることが予想されます。

◆第2次集中改革プランの基本方針

第2次集中改革プランは、次の基本的な考え方のもとに行財政改革を進めます。

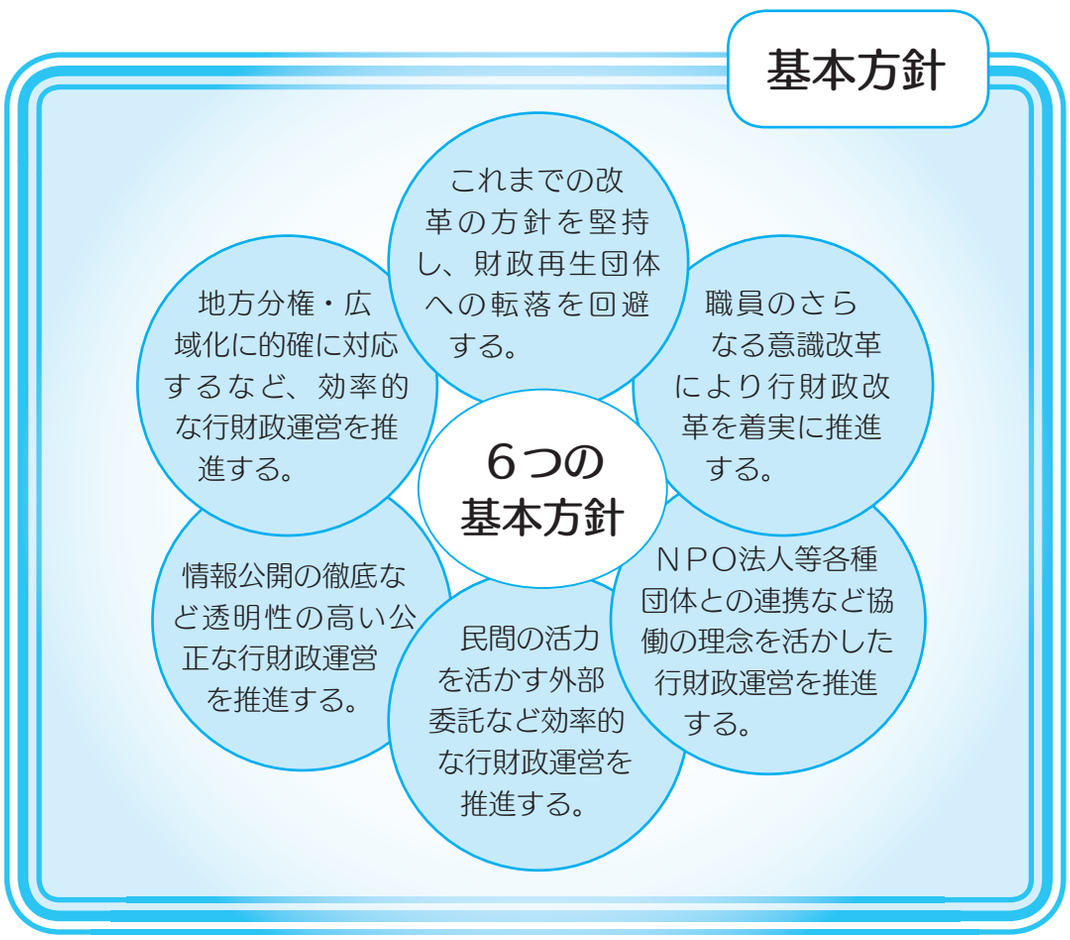

◆計画期間

第2次集中改革プランの計画期間は、第4次岬町総合計画（前期基本計画）と整合させるため、平成23年度から27年度までの5年間とします。

◆基本目標

▼第2次集中改革プランの基本目標

「豊かな自然　心かよう温もりのまち　みさき」を実現させるために、次の3つの基本目標を定め、行財政改革を推進します。

○各種基金からの繰入れに依存しない持続可能な財政基盤の確立
○超過課税の見直しを図りながら中長期的な財政収支バランスの確保
○硬直化した財政構造の改善

▼歳入部門での主な目標

○固定資産税などの超過税率の段階的な引下げ
○適切な受益者負担のあり方の検討
○未収債権の徴収により納税者間の公平性の確保
○実質公債費比率の引下げをめざし、退職手当債の発行を抑制
○企業誘致、ふるさと納税などによる新たな歳入の確保

▼歳出部門での主な目標

○全ての事務事業を「岬町版行政評価制度」により再点検
○新たな職員定員管理計画の策定
○実質公債費比率の引下げをめざし、投資的事業の実施時期・実施内容を検討

◆主な行財政改革項目

第2次集中改革プランの計画期間（平成23年度～27年度）中に実施を予定する主な行財政改革項目は下の表のとおりです。

なお、この行財政改革項目の具体化にあたっては、改革内容や実施時期の変更も考えられますが、新たな改革項目の追加など絶え間ない行財政改革に取り組みます。

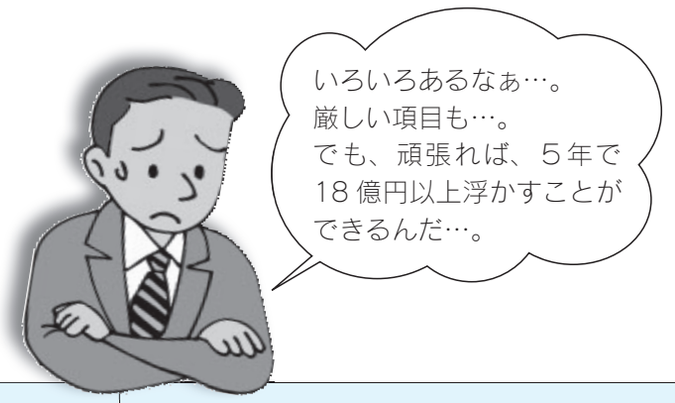

改革項目の区分		改革の主な内容	効果額(百万円)
歳入部門	財政基盤の強化	○町税、国民健康保険料などの徴収強化及び徴収率の向上を図ります。 ○保育料、幼稚園授業料、下水道使用料などの受益者負担水準を検討します。 ○法人町民税均等割、固定資産税の超過税率を段階的に引下げます。 ○新たな収入の確保（広告収入・ふるさと納税制度の活用を図ります。） ○未利用財産の活用（普通財産などの処分・貸付を図ります。） ○課税客体の適正把握（法人町民税・償却資産の申告状況を検討します。）	197
歳出部門	施策・事務事業の再点検	○路線バス運営補助金（基本路線及び支線の運行方法などを検討します。） ○資源ごみ分別収集方法（収集回数などを検討します。） ○各種団体補助金、負担金（公益性、必要性及び効果の視点から検討します。） ○ＯＡ経費（更新期間の延長及び再リース制などを検討します。） ○入札、契約制度（一般競争入札の検討、随意契約における設計単価などを検討します。） ○国保、介護、下水道特別会計などへの繰出金（人件費・事業内容を検討します。） ○広域行政の推進（消防、ごみ処理及びし尿処理などの広域化を検討します。） ○行政評価制度（事務事業評価の確立、政策評価制度を検討します。） ○事務処理の効率化（事務処理マニュアルの策定を検討します。）	435
	公共施設の管理運営等の再点検	○健康ふれあいセンター（公衆浴場一時休止などの事業内容を検討します。） ○保育所、幼稚園（幼保一元化及び民間委託などを検討します。） ○給食センター（調理施設の統合及び一部調理業務の民間委託などを検討します。） ○淡輪公民館、文化センターなど（新たな管理運営方法の導入などを検討します。） ○ごみ、し尿処理施設（ごみ減量化に応じた管理方法、延命化などを検討します。） ○その他公共施設（既存施設の有効活用方策を検討します。）	623
	定員・給与の抑制	○新定員管理計画により職員数を抑制します。（Ｈ22:161人 → Ｈ27:141人） ○特別職（△15%）、職員給料（△2%）の臨時的な措置を継続します。 ○職員管理職手当（△30%）の臨時的な措置を継続します。 ○職員退職手当の３年分割支給制度を導入します。	441
	人事制度の再点検	○町組織の機能化、フラット化（グループ制、班制度の導入を検討します。） ○職員の新陳代謝に資する勧奨退職制度の活用を検討します。 ○元気な職員を育成する職員研修制度を再検討します。 ○職員のやる気を高める人事評価制度を再検討します。 ○臨時職員の的確な配置（基準制定による配置職員数などを検討します。）	166
	公債費比率の引下げ	○将来の償還額の抑制（既発行債の借換え、投資的事業の計画的な実施、退職手当債の発行額の抑制を検討します。）	21
	情報公開・協働の推進	○行政の透明性の向上、情報公開制度の適切な運用を図ります。 ○審議会などの会議の公開、公募制による住民参加を推進します。	－
	議会の取組み	○議会における改革を推進します。（検討中）	1,883

（注）　効果額は、平成21年度を基準とした計画期間中（Ｈ23～27の5年間）の累積額です。

◆改革後の財政収支見通し

改革後の財政収支の見通しは、左の表のとおりです。

主な行財政改革項目の取り組みにより、この計画の基本目標である各種基金からの繰入れに依存することなく、また、固定資産税などの超過税率を引き下げても、赤字を解消できると見込んでいます。

なお、**平成27年度に見込まれる1千6百万円の財源不足額**については、更なる改革項目の実施により解消を図ることとします。

今後の財政収支見込み（普通会計・改革後）

単位：百万円

区　分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
臨時的措置を講じない場合の収支　A		△ 335	△ 573	△ 448	△ 618	△ 612	△ 602
行財政改革により生まれる効果額　B		－	319	231	452	464	417
臨時的な措置による収入額　C		335	262	257	171	170	169
内訳	超過税率適用分	262	262	257	171	170	169
	各種基金繰入金	73	0	0	0	0	0
差引（改革後の実質収支）　A＋B＋C		0	8	40	5	22	△ 16

◆改革の推進体制

計画は、岬町行財政改革推進本部を中心に、職員一丸となって改革に取り組み、その状況や計画の修正などは、町議会への報告、広報紙やホームページなどにより公開します。

また、岬町行財政改革懇談会に対して、引き続き改革の実施状況について意見、助言などを求めることとします。

この計画の実現のため、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、住民・議会・行政が一体となって改革を進めます。

▼問合せ　特命対策課
行政改革担当　☎492－2728

気象警報を市町村ごとに発表しています

気象庁では、昨年５月27日から、市町村ごとに気象警報・注意報を発表しています。

岬町に災害発生のおそれがある場合、「岬町」と明示して発表していますが、テレビやラジオなどで気象警報や注意報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝えるため、岬町を含む「大阪府」あるいは「泉州」と放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、携帯電話、パソコンなどでご確認ください。なお、テレビのデータ放送などにも市町村ごとの気象警報・注意報の発表状況を確認できるものがあります。

○国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト
http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html
○気象庁ホームページ 大阪府の気象警報・注意報
http://www.jma.go.jp/jp/warn/331_table.html

▼問合せ
大阪管区気象台予報課
☎06－6949－6303

毎月8日は「こども安全デー」です！

町内のこどもを犯罪から守るため、みなさまのご協力をお願いします。

岬町教育委員会

岬町の人事行政の運営等の状況（概要版）

岬町には、平成 22 年 4 月 1 日現在で 161 人（教育長を含む）の職員が勤務し、保健福祉、土木、教育、健康等の住民生活に関わるさまざまな分野で行政サービスを行っています。これらの職員の給与は、地方公務員法に基づき国家公務員及び民間準拠を原則に条例・規則を制定し支給されています。また、現在、財政状況の悪化により職員給与の減額措置を進めているところです。

このような中、住民のみなさまに広くその内容を理解していただくために、町職員の給与や町議会議員の報酬などについて次のとおり公表します。

■人件費の状況（普通会計決算）

（人口はH 22.3.31 現在）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	（参考）20 年度の人件費率
21 年度	18,106 人	6,513,597 千円	24,280 千円	1,179,009 千円	18.1%	24.6%

※人件費には当別職に支給される給料・報酬などを含みます。

■職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B／A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
21 年度	136 人	549,001 千円	87,917 千円	217,698 千円	854,616 千円	6,284 千円

※職員手当には退職手当は含みません。給与費は予算計上額です。

■職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

（H 22.4.1 現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
岬　町	342,800 円	408,529 円	45.5 歳	289,700 円	312,061 円	42.8 歳
国	325,579 円		41.9 歳	284,514 円		49.3 歳

※給与月額は各種手当を含みます。

■特別職・議会議員の報酬等の状況

（H 22.4.1 現在）

区分	給料・報酬月額	区分	給料・報酬月額	期末手当
町　長	654,000 円	議　長	340,000 円	平成 21 年度支給割合 6 月期　1.925 か月 12 月期　2.175 か月 合　計　4.10 か月
		副議長	310,000 円	
副町長	544,000 円	議　員	300,000 円	

議会の主な１月の活動

5 日　議会運営委員会
7 日　農業委員会
8 日　消防出初式
9 日　成人祭
14 日　都市計画審議会
18 日　例月出納検査
25 日　市町村トップセミナー
27 日　議会運営委員会
　　全員協議会

議会の主な２月の活動

1 日　議会運営委員会
2 日　農業委員会
3 日　臨時会
　　議会運営委員会
4 日　民生委員推薦会
10 日　町村議長会臨時総会
16 日　例月出納検査
17 日　第二阪和国道建設促進
　　委員会
18 日　南部地区議長会研修会
22 日　議会運営委員会
　　全員協議会
　　行財政改革委員会
23 日　消防定例会
　　都市計画審議会

平成22年　消防本部　火災・救急概要

○月別火災概要

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
阪南市	0	0	1	2	1	0	1	0	1	1	1	1	9
岬町	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
組合合計	0	0	1	3	2	0	1	0	1	1	1	2	12

○損害額および死者・負傷者数

	損害額	死者	負傷者
阪南市	12,675千円	0	3
岬町	29千円	0	1
組合合計	12,704千円	0	4

○火災種別

	建物	その他	計
阪南市	6	3	9
岬町	2	1	3
組合合計	8	4	12

○火災原因

	たばこ	こんろ	放火	焼却炉	火遊び	配線器具	たき火	その他	計
阪南市	3	1	1	0	1	1	1	1	9
岬町	0	1	1	1	0	0	0	0	3
組合合計	3	2	2	1	1	1	1	1	12

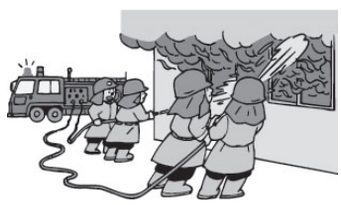

○救急出場件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
阪南署	204	150	198	176	202	197	210	212	219	219	187	224	2,398
岬署	91	79	82	89	74	82	86	117	82	86	82	82	1,032
組合合計	295	229	280	265	276	279	296	329	301	305	269	306	3,430

○事故種別

	急　病	一般負傷	交通事故	自損行為	労働災害	加　害	運動競技	水難事故	火　災	その他	計
阪南署	1,512	276	251	33	21	20	10	3	1	271	2,398
岬署	684	149	77	14	8	5	1	2	2	90	1,032
組合合計	2,196	425	328	47	29	25	11	5	3	361	3,430

○程度別

	軽症	中等症	重症	死亡	計
阪南署	1,339	746	154	34	2,273
岬署	576	338	44	24	982
組合合計	1,915	1,084	198	58	3,255

▼問合せ
阪南岬消防組合消防本部
☎473－0119

上級救命講習会

▼日時　5月15日（日）
午前9時～17時（予定）
▼場所　阪南消防署
▼内容
○成人・小児・乳児・新生児を対象とした救命に必要な応急手当（基本的心肺蘇生法・AED使用法・異物除去法・止血法）の習得
○その他の応急手当（傷病者の管理法・外傷の手当要領・搬送法）の習得
○筆記試験及び実技試験
▼定員　30名（先着順）
▼対象
○阪南市・岬町にお住まいの方
○勤務地が阪南市・岬町の方
※受講者には、上級救命講習修了証を発行します。
※11月には、岬消防署でも開催を予定しています。
※救急講習会・普通救命講習会は随時受け付けています。
▼申込・問合せ
阪南岬消防組合消防本部
救急係　☎473－0119

下水道のお知らせ

7月１日から供用が開始される区域では下水道事業受益者負担金が賦課されます。

受益者負担金とは、公共下水道の整備により生活が便利で快適になるとともに、未整備地区に比べて土地の資産価値が高まるという「受益」に対して、その受益者（基本的に土地所有者）に公共下水道建設事業費の一部を負担していただく制度で、一度限りの負担です。

賦課区域内の道路、河川、公園、水路を除いた全ての土地が対象です。ただし、現在耕作している農地や現況が山林・原野である土地は賦課を保留することができます。

負担金は、１㎡あたりの単位負担金額（420円／㎡）×土地の登記面積によって算定されます。また、納付方法は３年間に６回分割して支払う「分割納付」と負担金全額を初年度の第１期（９月）に全額納付する「一括納付」があり、一括納付には、20％の報奨金が交付されます。

今回の賦課対象区域にあたる住民のみなさまには、後日、パンフレットの配布及び負担金、排水設備工事と助成制度、使用料等についての説明会を開催します。

なお、説明会の日程は回覧等でご案内します。

～新たに供用開始となる区域～

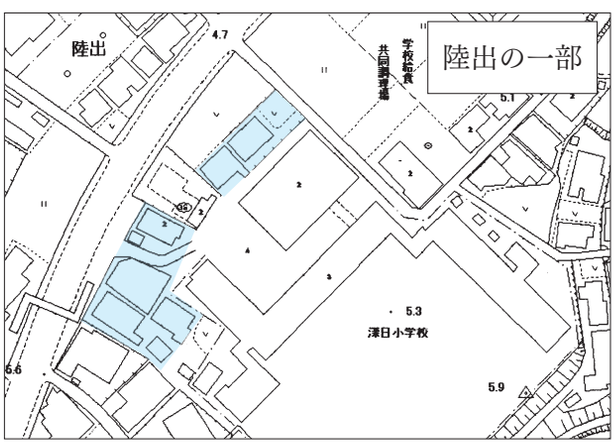

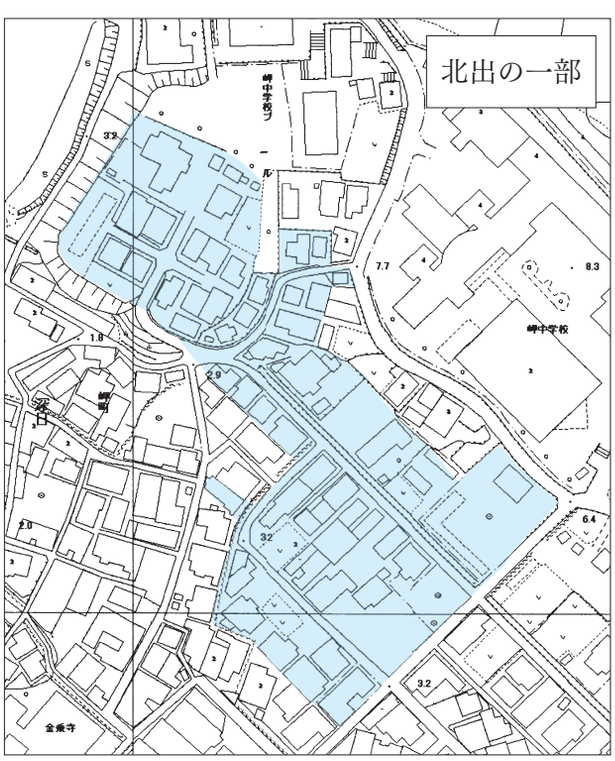

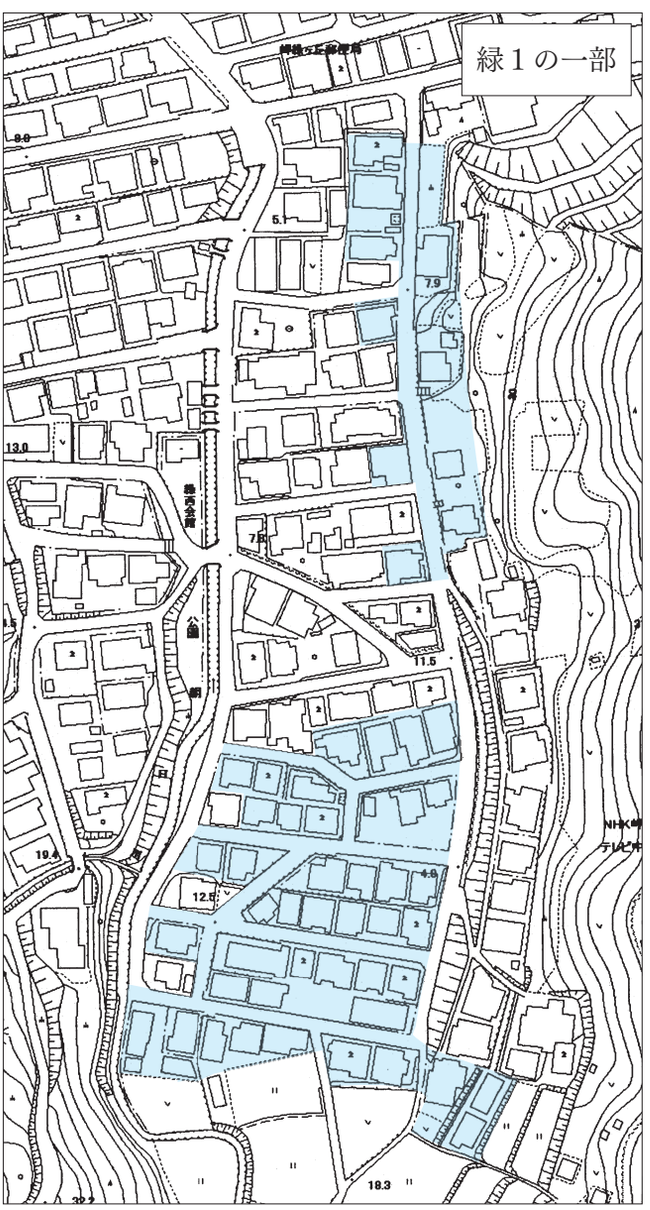

▼問合せ　上下水道課　☎ 492 － 4140

スポ少リレー紹介

ジュニアシャークススポーツ少年団

私たちは毎週楽しくソフトボールをしています。

ソフトボールを通じ、スポーツの楽しさはもちろんのこと、上下学年間のつながりや、継続することの大切さを育んでいます。

現在の団員数は６年生７人、５年生２人、４年生３人、２年生１人の 13 人。そのうち、女の子は３人です。来年６年生が卒団すると６人になってしまいます。ソフトボールに興味のある人、特に５年生以下で興味のある方はぜひ見学に来てください。

▼練習日・場所　毎週日曜日　午前９時～正午　深日小学校グラウンド

▼問合せ　監督　高木　勇　☎492 － 1265

※４月 24 日（雨天時翌週に順延）午前９時から深日小グラウンドで大会があります。ぜひ見に来てください。

寄附ありがとう！

国際ボランティアの会夢クラブ会長の田中安夫様から淡輪小学校へ「教材用備品の購入に活用してください」と金 10 万円の寄附をいただきました。

ありがとうございました。

教育委員会

俳句

（JA泉州女性会岬支部）

沈黙のヨットハーバー雪しんしん　南出佐代子

立春や杜よりひびく大太鼓　八十田正代

書初や「世界の平和」整列す　岩田　史子

バレンタインデー一兵卒の遺影抱く　亀谷　芳枝

日帰りのツアーの旅にも日脚伸ぶ　坂原嘉代子

薄日射す小障子薔薇の雄姿見る　佐藤美根子

月冴える犬猫病院手術中　竹内みよ子

雪霏霏と空港島の灯のうるむ　松尾美津子

春寒や猫背の鷺の思案顔　三倉　澄子

景品が蛸とは浜のえべっさん　ばもととしお

川柳

（岬川柳会）

お互いに介護されたいのはあなた　井伊　東吉

向こう岸メリケン波止場の窓閉まる　上田　鉄男

きっと叶う希望を胸に千羽鶴　大森　年子

木の陰で将棋する子の真剣さ　小川　悦子

苦労さえ話の種と無駄にせず　大平　洋子

無事だよと二文字を待つ過疎の母　岸本　令子

乱れ世を四角四面に生きる人　菊池　寛

木枯らしに花の香りの風を待つ　黒上　峻史

今までは見えないものが見える年齢　高橋　茂平

ひしひしと仕分けの予感愛煙家　辻下　和美

休耕田三年経てば窮荒田　中谷　覚庵

川柳は心の泉涸らさない　福田　冨美

霜枯れの心を癒やす善意の輪　星野富美子

粉雪が暦の上は春なのに　細川　清一

必要とされてそのまま二度の職　松尾　和香

子に託す希望へ親は皺増やす　山本　蛙城

楽しみを又次にでは間に合わぬ　八木　圭子

早や桜ふくらみ見せて人笑顔　吉川　桜琴

希望持つことで何時しか笑える日　渡辺　貞夫

五百羅漢香華の中のいいお顔　八十田洞庵

健康スケジュール

《開催場所・予約・問合せ》保健センター　☎492－2424・2425

事業名	対象・定員等	日時・受付	その他
メタボ解消！ 体操教室	ＢＭＩが25以上、または 腹囲男性85、女性90cm以上の方 （要予約：定員25名）	4月11日（月） 5月9日（月） 午後1時～3時	●「保健師健康相談」、「心の健康相談」、「乳幼児育児健康相談」は「各種相談」のページ(19Ｐ)に掲載しています。 ●毎月10日までの健康スケジュールは前月号に掲載しています。くわしくは「平成23年度健康づくり日程表」でお知らせしていますので、1年間大切に保管して健康づくりにお役立てください。
健康づくり 体操教室	おおむね40歳以上の方 （要予約：定員25名）	4月25日（月） 午後1時～3時	
地域元気運動 サポーター講習会	健康体操を地域で普及していただける方（要予約）	4月28日（木） 午前10時～11時30分	

献　血

～ 400ｍｌ献血にご協力を ～

▼日時　4月26日（火）
　午前10時～正午、午後1時～4時
▼対象　16歳から69歳（400mlは18歳～）
　※65歳以上の方は、60～64歳の間に献血経験のある方に限ります。
▼場所　オークワ岬店
▼協力　岬ライオンズクラブ
　※輸血を受けられる患者さんの安全性を高めるため、現在400mlの献血の需要が高まっています。200ml献血はお断りする場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。
▼問合せ　保健センター　☎492－2424・2425

ほのぼのクラブ

▼問合せ　保健センター
☎492－2424・2425

●ＩＮ　望海坂第一集会所
◆育児相談
▼とき　4月13日(水)、27日(水)
　午前10時～11時30分
※27日は絵本等の紹介があります。
▼参加費
　1家族につき300円
　※初回のみ。
　以降3月まで無料。

心肺蘇生法（ＣＰＲ）講習会

▼日時　5月15日(日)午前9時～正午
　※受付は8時30分から。
▼場所　市立泉佐野病院3階大会議室
▼定員　25名（先着順）
▼受付　4月11日から受付開始。定員になり次第締切。
▼申込・問合せ　大阪府立泉州救命救急センター事務局　☎464－9931（平日午前9時～午後4時）

関空NEWS

■関空内の飲食店が全面禁煙に！

関西国際空港では、健康増進法の主旨に基づき、旅客ターミナルビル内における受動喫煙防止の対策を進めていますが、喫煙されないお客様と喫煙されるお客様双方が、より快適に当空港をご利用いただけるよう旅客ターミナルビル、エアロプラザ内の飲食店が全面禁煙となりました。喫煙の際は、喫煙所にて喫煙していただきますようご理解、ご協力をお願いします。
▼対象店舗　旅客ターミナルビル、エアロプラザにおける全飲食店。ただし、喫煙室を設置している飲食店は、喫煙できます。
※詳しくは、関空ホームページ（www.kansai-airport.or.jp）をご覧ください。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

大阪府の平成23年度の保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。
平成23年度は、平成22年度と同様に被保険者均等割額4万9千36円、所得割率9.34%により保険料を算定します。

保険料（年額）	＝	被保険者均等割額	＋	所得割額
※限度額　50万円		被保険者1人当たり 49,036円		被保険者の所得＊ ×所得割率 9.34%

＊所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

保険料の軽減が受けられる場合

◆被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（4万9千36円）が軽減されます。

所得の判定区分		軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が	基礎控除額（33万円）までの世帯	8.5割	7,355円
	当該世帯の被保険者全員の各所得が0円の場合（公的年金等控除額は80万円として計算）	9割	4,903円
	【基礎控除額（33万円）＋24万5千円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】まで	5割	24,518円
	【基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者の数】まで	2割	39,228円

○基礎控除額等の数値（33万円）は、税法改正等によって変動することがあります。
○軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
○国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。
○世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

◆所得割額の軽減

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下（収入のあった年の12月31日時点で65歳以上、かつ、収入が年金のみの場合、その収入が211万円以下）の方については、所得割額が一律5割軽減されます。

◆会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減されます。
※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

◆留意事項

軽減対象となる方の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者のみなさんから申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、所得のない方は市区町村の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。

保険料額のお知らせと納め方

◆普通徴収（口座振替や納付書などでお支払い）の方

本年7月に、平成23年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書等の方法により、毎年7月から翌年3月までの9期で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

◆特別徴収（年金からのお支払い）の方

年金受給額が年額18万円以上の方は、原則年6回の年金受給日に、年金から直接保険料をお支払いいただきます。ただし、普通徴収でのお支払いを希望される方は、市区町村の後期高齢者医療担当窓口への申出により、変更することができます。

▼仮徴収（平成22年中の所得が確定するまでの4・6・8月の仮納付）

※平成23年度も、前年度に引き続き普通徴収（口座振替や納付書等）でお支払いただく方は、仮徴収は行われません。

●平成23年2月に保険料を特別徴収で支払われた方

4月の年金受給時に、2月にお支払いいただいた金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

ただし、6月・8月分は、4月分と同額をお支払いただくのが適当でないと市町村が判断した場合に仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

●平成22年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる方

平成22年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。

その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

▼本算定後の特別徴収

平成23年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または新たに特別徴収となる方は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成22年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収等により既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

健康診査・人間ドック費用の助成

◆健康診査について

「健康診査受診券」を4月下旬頃にお送りします。なお、年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月当初に順次お送りします。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、受診券に記載された有効期限まで年度中に1回無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関等にご予約のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

※3月に75歳となられる方は、後期高齢者医療制度での受診は翌年度となり、4月に受診券をお送りします。

ただし、75歳になるまでの間は、市町村国保に加入されている方の場合、同内容の健診である「特定健診」を受けることができます。

◆人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方々に、人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。

なお、助成を受けられるのは4月1日から翌年3月31日までの年度中に1回で、2万6千円を上限として費用の一部を助成します。

費用の助成を受けるには、市区町村の担当窓口に必要書類をお持ちいただき、申請する必要があります。

▼申請に必要なもの

人間ドックの領収書の写し、人間ドック検査結果通知書等の写し、被保険者証、通帳などの口座情報がわかるもの、印鑑

医療費通知について

被保険者の皆様に医療費負担の仕組みや健康に対する認識を深めていただくために、医療費の通知を行っています。通知は年3回、葉書の大きさのものをお送りします。

○医療費通知の主な内容

受診年月・医療機関名・診療区分・受診日数・医療費の総額（※負担された金額ではありません。）

振り込め詐欺にご注意

最近、全国で厚生労働省職員などを装って、還付金の払い戻しや保険料の徴収などを理由に、訪問して銀行の通帳やキャッシュカードを持ち去ったり、ＡＴＭからお金を振り込ませようとする詐欺事件が多く発生しています。

厚生労働省職員や広域連合・市町村職員が銀行の通帳やキャッシュカードを預かったり、ＡＴＭを使って還付金の払い戻し等を行うことは絶対にありませんので、不審な電話・訪問があったときは、まず、広域連合やお住まいの市町村担当窓口に確認をしてください。また、万一被害に遭われた場合は、すみやかに警察署に届けてください。

▼問合せ
○大阪府後期高齢者医療広域連合
☎06 － 4790 － 2028（資格管理課）、2031（給付課）、2029（総務企画課）
※受付時間　月～金（祝日除く）９時～17時30分
ＦＡＸ　06 － 4790 － 2030（共通）
○保険年金課　☎492 － 2705

国保のはなし（その①）

◆国保のしくみ

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金（保険料）を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度で、その運営はみなさんが住む市区町村が行っています。

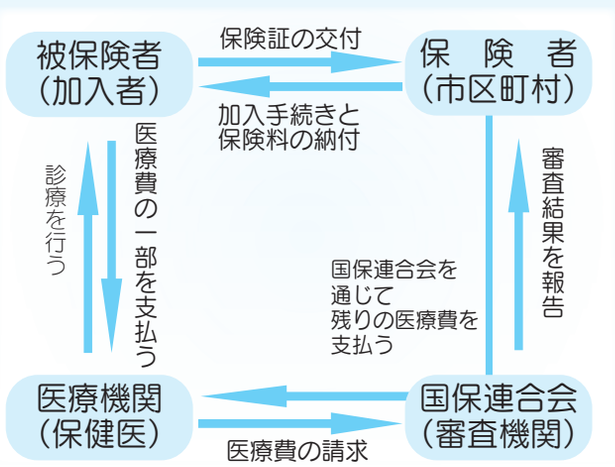

◆国保に加入する人

職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度の対象になる人、生活保護を受けている人以外はすべての人が国保の加入者となります。

○お店などを経営している自営業の人
○農業や漁業などを営んでいる人
○職場を退職して職場の健康保険などをやめた人（被扶養者の方も含みます）
○パートやアルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない人
○外国人登録をしていて、職場の健康保険などに加入せず、日本に１年以上滞在する人

※国保は、大人・子どもの区別なく一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとに行い、届出や保険料の納付などは世帯主が行います。

◆国保に加入するとき・やめるとき

14日以内に必ず届出をしましょう。

▼国保に加入するとき（届出に必要なもの）
○他の市区町村から転入したとき（印鑑）
○職場の健康保険をやめたときや、職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき（職場の健康保険をやめた証明書または被扶養者でなくなった証明書・印鑑）
○子どもが生まれたとき（保険証・印鑑）
○生活保護を受けなくなったとき（保護廃止決定通知書・印鑑）

▼国保をやめるとき（届出に必要なもの）
○他の市区町村に転出するとき（保険証・印鑑）
○職場の健康保険に加入したときや職場の健康保険の被扶養者になったとき（職場の健康保険証・国保の保険証・印鑑）
○被保険者が死亡したとき（保険証・死亡を証明するもの・印鑑）
○生活保護を受けることになったとき（保険証・保護開始決定通知・印鑑）

●届出が遅くなると・・・

保険料は届出をした日からではなく、資格を得た月から支払う必要があります（遡及賦課）。さらに、保険証がない間にかかった医療費は全額自己負担になります。また、国保をやめる届出が遅れ、うっかり国保の保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返すことになります。

◆保険料は必ず納期限までに納めましょう

保険料はみなさんの医療費にあてられる貴重な財源ですので、加入者のみなさんに必ず納めていただく必要があります。特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により分割納付も可能ですので、未納のままにせずお早めにご相談ください。

▼国民健康保険に関する問合せ　保険年金課　☎492 － 2705

定額となりますので、所得段階が確定後、８月の年金の支給時に差額を調整します。また、年度の途中から年金からの天引きを開始する方については、年金からの天引きが開始されるまでの間、これまでどおり納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

●納付書又は口座振替でお支払いいただく方　65歳に到達した方や、年金から天引きできない方は、納付書又は口座振替で介護保険料をお支払いいただきます。既に、65歳になっている方は４月上旬頃に、年度途中で65歳になる方は年齢到達の翌月中旬頃までに「介護保険料額決定通知書」（６月までは「介護保険料額仮算定通知書」）を送付します。なお、年金から天引きが開始になる場合は事前にお知らせします。

▼問合せ
高齢福祉課介護保険係
☎492 － 2703

その他

◆大阪広域水道企業団が用水供給事業を開始

大阪市を除く府内42市町村で構成された大阪広域水道企業団が、大阪府水道部に代わり、岬町を含む42市町村の水道事業者に水道用水を提供します。なお、各家庭への給水は、岬町から引き続き行います。

▼問合せ　大阪広域水道企業団
経営管理部 企画課
☎06 － 6944 － 6864（直通）
URL　http://www.wsa-osaka.jp/

◆泉南警察からお知らせ

☆犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族、または重傷病、傷害などの重大な被害を受けた被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。

▼問合せ
○大阪府警察本部
府民応接センター
☎06 － 6943 － 1234
○泉南警察署　広聴相談係
☎471 － 1234

☆安全運転講習会

春の全国交通安全運動に先がけて、安全運転講習会を開催します。岬町では次のとおり開催します。詳細はお問い合わせください。

日　時	場　所
４月26日(火) 午後７時～	町民体育館
４月27日(水) 午後７時～	役場住民活動センター

※受付は、午後６時30分からです。

▼問合せ
泉南警察署　☎471 － 1234

◆介護保険運営協議会委員の一般公募

～高齢者保健福祉サービスの充実のため、あなたの声を聞かせてください～

平成23年度に計画期間が満了となる「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を見直し、平成24年度から新しい計画を策定するにあたり、住民のみなさまの意見を反映できるよう協議会に参加していただける委員を公募します。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。

▼募集人員　２名
▼応募資格　岬町に在住又は在勤で、高齢者保健福祉の推進に理解と熱意のある方
※協議会は平日の昼間を予定、23年度は４回程度開催予定。
▼任期　平成25年３月31日まで
▼応募期間　４月11日（月）～28日（木）
▼応募方法　高齢者の健康、社会福祉、介護保険などに関するあなたの意見、提言などを400字程度（用紙様式は自由）にまとめ、別紙に住所、氏名、生年月日、性別、昼間連絡が可能な連絡先を記入し、郵送で提出してください。なお、応募いただいた書類はお返ししませんので、必要な場合はコピーをお取りください。また、応募いただいた書類は協議会委員の選考のみに用い、他の目的には利用しません。

▼結果通知　応募いただいた作文を選考のうえ、５月下旬頃までに結果を個人あてに連絡します。
▼応募先・問合せ　〒599 － 0392（住所不要）　高齢福祉課介護保険係　☎492 － 2703

年　金

◆免除・納付猶予制度をご利用ください

●特例免除制度

20歳以上60歳未満の方が会社を退職(失業)されたときは、国民年金保険料の納付が必要となりますが、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請によって納付を免除される特例免除制度があります。

特例免除制度は、退職した年度及び翌年度に限り利用できます。通常は、保険料が免除されるためには申請者本人・配偶者・世帯主の所得の合計が基準以内である必要がありますが、特例免除では退職した方の所得を除外して審査されます。

申請される場合は、年金手帳・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票・認め印をご持参ください。

●学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は学生納付特例制度をご利用いただけます。申請される場合は年金手帳・学生証・認め印をご持参ください。

▼申請先・問合せ
貝塚年金事務所　☎431－1122
保険年金課　☎492－2705

国民年金の保険料が改正されます

平成23年度（24年3月まで）の保険料が次のとおり改正されます。

平成22年度
月額15,100円
↓
平成23年度
月額15,020円

▼問合せ
貝塚年金事務所　☎431－1122

福　祉

◆平成２３年度大阪府手話通訳者養成講座

手話通訳を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保する為、手話通訳活動を志す方を対象に養成講座を実施します。詳しくは地域福祉課窓口に案内を置いていますのでご覧ください。

▼開講期間　5月13日（金）から平成24年3月16日（金）までの毎週金曜日
▼時間　14時30分～16時30分
▼場所　貝塚市民福祉センター（水間鉄道「貝塚市役所前」2分・南海本線「貝塚」15分）
▼定員　30名（判定試験があります）
▼申込み・問合せ
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ
☎06－6944－9176

◆身体障がい者補助犬貸与者の募集

身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、盲導犬、介助犬、および聴導犬の貸与者を募集します。（選考の上、貸与の可否を決定します）

▼募集期間　4月18日（月）～5月18日（水）※必着
▼対象　満15歳以上の方（ただし義務教育修了後の方）
▼貸与される補助犬
○視覚障がい1級の方　盲導犬
○肢体障がい1級または2級の方　介助犬
○聴覚障がい2級の方　聴導犬
▼申請書配布場所　地域福祉課
▼申込み・問合せ
〒540－8570　大阪市中央区大手前2丁目
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ
☎06－6944－9176
ＦＡＸ06－6942－7215

高齢福祉

◆65歳以上の介護保険料について

平成23年度の介護保険料は、個人や世帯の課税状況や合計所得額により所得段階が決定しますので、所得段階が決定するまでは介護保険料を仮算定した額でお納めいただきます。「介護保険料額決定通知書」は所得が確定する7月頃に発送します。

●既に年金から天引きされている方　2月と同じ介護保険料額を4月及び6月の年金支給時に天引きします。なお、保険料は仮算定額となりますので、所得段階が確定後、8月の年金の支給時に差額を調整します。なお、「介護保険料額仮算定通知書」は送付しませんので、ご了承ください。

●年金から天引きが開始する方

介護保険料を納付書又は口座振替によりお支払いの方のうち、年金保険者から通知のあった方については年金からの天引きを開始します。対象者の方には「特別徴収開始通知書」を送付します。なお、保険料は仮算

税

◆町税の減免について

生活保護法に基づき生活扶助を受けていたり、火災、風水害などの災害による被害を受けた場合に、ご本人の申請により税の減免を受けられる制度があります。

●町民税
○生活保護を受けている方
○災害による被害を受けた方
○当該年に所得が皆無になり、生活が著しく困難となった方

●固定資産税
○生活保護を受けている方
○災害による被害を受けた方
○高齢者や収入が少ない方で、次のすべてに該当する方
◎所有者が65歳以上、3級を含む特別障害者、寡婦・寡夫のいずれかに該当する方
◎所有者及び生計を一にする家族全員の個人町民税が非課税であること
◎自己居住用以外の土地・家屋を所有していないこと
◎家屋の床面積が70㎡以下であること
◎固定資産税の年税額が5万円以下であること

●軽自動車税
○身体障害者等が所有する場合
○生計を一にする家族が所有し、障害者のために使用する場合
※一台のみ。普通自動車との重複減免は受けられません。

以上の減免を受けられる場合は、各税目ごとの減免申請書に必要事項を記入し、納期限の7日前までに提出してください。

減免の対象となるのは、原則として未到来納期分の税額に限ります。

なお、各税目において詳細要件が定められている場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ　税務課　課税係
町民税・軽自動車税
☎492 － 2752
固定資産税　☎492 － 2757

◆泉佐野税務署からのお知らせ

☆確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

●税額を多く申告していたとき
「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。原則として確定申告書の提出期限から1年以内に請求できます。

●税額を少なく申告していたとき
「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告によって新たに納める税額には、法定申告期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告及び納付するようにしてください。

また、修正申告により新たに加算税が賦課される場合があります。

●確定申告を忘れていたとき
できるだけ早く申告するようにしてください。期限後申告となった場合には、加算税が賦課される場合があります。

なお、申告書を提出する際には、期限後申告によって納める税額と延滞税を併せて納付するようにしてください。

▼問合せ　泉佐野税務署
☎462 － 3471

☆税務職員募集（国税専門官採用試験）

▼受験資格
①昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方
②平成2年4月2日以降生まれの方で、大学を卒業した方及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの方
③人事院が②と同等の資格があると認める方

▼試験の程度　大学卒業程度
▼採用予定人数　約850名
▼申込期限　4月14日（木）
※郵送の場合は当日の通信日付印有効。
▼申込書提出先
第1次試験地を所轄する各国税局・沖縄国税事務所
▼試験日
第1次　6月12日（日）
第2次　7月下旬（第一次試験合格通知書で指定する日時）
▼合格発表
第一次　7月5日（火）
第二次　8月19日（金）
▼問合せ
大阪国税局人事第二課試験係
☎06 － 6941 － 5331
泉佐野税務署　☎462 － 3471

人の動き

平成23年3月1日現在

世帯数	7,820	（　0）
人口	17,932人	（−20）
男	8,442人	（−　4）
女	9,490人	（−16）

各種相談

※くわしくはお問い合わせください。

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
◆法律相談（予約制）	4月13日（水）・27日（水） 午後2時～5時（定員6名）	監査委員室 企画政策課　☎492－2775
◆行政相談	4月19日（火） 午前10時～正午	役場相談室 企画政策課　☎492－2775
◆障がい者相談	**■役場相談室（要予約）** 4月15日（金）午後1時30分～3時 **■「まつのき園」相談室** 平日8時45分～17時 ※来所・訪問・電話・ＦＡＸ・メール等で対応。なお、緊急の電話対応は、相談員が24時間対応。 **■「まつのき園」出張相談（要予約）** 4月27日（水）午後1時30分～4時	**■役場相談室** 地域福祉課　☎492－2700 **■「まつのき園」相談室** ☎471－6863／FAX471－6868 メールアドレス satsuki-matsunoki@car.ocn.ne.jp **■「まつのき園」出張相談** 役場相談室 地域福祉課　☎492－2700
◆介護相談	**■岬町地域包括支援センター** 土日祝日以外 午前9時～午後5時30分 **■在宅介護支援センター淡輪園** 年中無休・24時間体制	**■岬町地域包括支援センター** 高齢福祉課　☎492－2716 **■在宅介護支援センター淡輪園** ☎494－0789
◆教育に関する相談	月～金曜日（祝日は除く） 午後1時30分～3時	学校教育課・指導課　☎492－2719
◆消費者相談	4月8日（金） 午後1時～4時	役場監査委員室 産業振興課　☎492－2749
◆人権相談	**■役場監査委員室** 4月5日（火）・19日（火） 午後1時30分～3時 **■岬町人権協会多奈川事務所** （文化センター内） 月・火・木曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時 **■岬町人権協会淡輪事務所** （淡輪地域協議会） 水・金曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時	**■役場監査委員室** 人権推進課　☎492－2773 **■岬町人権協会多奈川事務所** （文化センター内） ☎492－3270 **■岬町人権協会淡輪事務所** （淡輪地域協議会） ☎494－1508
◆総合生活相談	月～金曜日（祝日は除く）の 午前9時～午後5時	文化センター　☎492－0304
◆地域就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）の 午前9時～午後5時	地域就労支援センター　☎492－0341
◆障害者就労・生活相談	月～金曜日（祝日は除く）の 午前9時～午後5時	NPO法人障害者自立支援センター ☎463－7867／FAX463－7890
◆保健師健康相談	4月11日(月)・25日(月)・5月9日(月) 午後1時～2時	岬町立保健センター　☎492－2424
◆心の健康相談（予約制）	4月26日（火） 午後2時～4時	岬町立保健センター　☎492－2424
◆乳幼児育児健康相談	5月9日（月） 午前10時～正午	岬町立保健センター　☎492－2424
◆育児相談	月～金曜日（祝日は除く）の 午前10時～午後4時30分	子育て支援センター　☎492－1350
◆療育相談	月～金曜日（祝日は除く）の 午前10時～午後4時30分	こぐま園　☎492－1131
◆相続・遺言相談（予約制）	4月19日（火）　午後1時～4時 ※行政書士による相談を行います。	岬町立保健センター 企画政策課　☎492－2775

青少年センター体育室を小学生に開放します！

４月２日から小学生の子どもたちに、青少年センター３階体育室を開放します。
小学生のみなさん！どしどし遊びに来て下さい！！

▼開放日
○ 毎週　水曜日・土曜日
○ 夏休み・冬休み・春休み期間中の月曜日 ～ 土曜日
※祝日・年末年始は除きます。

▼開放時間　午後１時 ～ ５時まで　※時間厳守
▼利用対象者　岬町在住の小学生（団体利用は除きます。）
▼利用方法　利用日当日、利用者名簿に、来館時間・退館時間・名前・電話番号を記入してください。
※青少年センター事業や工事など、諸般の事情により使用できない場合があります。
▼問合せ　青少年センター　☎ 492 － 0321

潮干狩りのお知らせ

淡輪海水浴場・ときめきビーチ内で潮干狩りを開催します。
春の潮風の中でご家族揃ってゆっくり楽しんでください。

▼期間　４月 16 日（土）～６月６日（月）
▼時間　午前８時から午後５時まで
▼入場料　大人 1,300 円　小人 700 円
▼お土産　大人 800 ｇ、小人 500 ｇのアサリを進呈
▼特典　潮干狩り場に入場された方で、希望される方にはマリンロッジ海風館の入浴割引券（当日のみ有効）を差し上げます。
▼駐車場　平日　午前８時 30 分から午後５時　土・日・祝日　午前８時から午後５時

期間中のイベント（入場者のみ参加可能で無料です）

○５月４日・５日　似顔絵コーナー　（人数制限有）
○５月 15 日　タコのつかみ取り　（人数制限有）
○毎週土曜日　アサリ汁（入場者先着 500 名様無料サービス）
○５月 14 日～５月 29 日　ドクターフィッシュ足湯　１回　500 円
（通常 500 円のところ、入場者は 100 円でご利用できます）

▼問合せ　淡輪漁業協同組合　☎ 494 － 3069　　淡輪潮干狩管理組合　☎ 494 － 2141

この紙は再生紙を利用しています。

広報岬だより平成 23 年４月号　平成 23 年（2011 年）４月１日発行
編集 / 発行　岬町役場　企画政策課〒 599 － 0392　大阪府泉南郡岬町深日 2000 － 1
広報に関するご意見・問合せ☎ 072 － 492 － 2775（各課へのお問い合せは直通番号をご利用ください。）
※広報岬だよりは毎月 8,000 部を作成し、１部あたりの単価は 15.6 円です。（うち町負担は 10.3 円で、5.3 円を広告収入で賄っています。）